

議案第 2 1 号

日野町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正  
について

日野町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部を別紙のとおり  
改正する。

平成 2 8 年 3 月 2 日提出

日野町長 景 山 享 弘



## 日野町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

安原地区簡易水道を安原地区飲料水供給施設に変更し、その基本料金を定める。

### 2 改正内容

- ・安原地区簡易水道を安原地区飲料水供給施設に変更。
- ・基本料金を年額30,000円と定める。

### 3 附則

平成 28 年 4 月 1 日から施行。

日野町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例

日野町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例(平成10年日野町条例第26号)を次のとおり改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係) 設置及び給水区域		別表第1(第2条関係) 設置及び給水区域	
施設名	給水区域	施設名	給水区域
1 簡易水道		1 簡易水道	
根雨地区簡易水道	略	根雨地区簡易水道	略
略		略	
板井原地区〃	略	板井原地区〃	略
安原地区〃	安原	安原地区〃	安原
2 その他の施設		2 その他の施設	
諏訪地区飲料水供給施設	略	諏訪地区飲料水供給施設	略
略		略	
別所地区〃	略	別所地区〃	略
安原地区〃	安原	別所地区〃	略
別表第2(第26条関係) 料金		別表第2(第26条関係) 料金	
1 略		1 略	
2 他の施設		2 他の施設	
施設名	基本料	施設名	基本料(年額)
諏訪地区飲料水供給施設	略	安原地区簡易水道	130,000円
略		諏訪地区飲料水供給施設	略
略		略	
別所地区〃	略	別所地区〃	略
安原地区〃	30,000円		

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。